

大阪市城東区役所窓口サービス課（住民情報）

臨時的任用職員（事務職員）募集要項

令和 8 年 7 月 22 日

大阪市城東区役所

1 採用予定者数・任用期間・応募資格

採用予定者数	1 名
任用期間	令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日まで ※任用期間後、最長で令和 9 年 8 月 31 日まで任用を更新する場合があります。
応募資格	次の受験資格を満たす者 （１）ワード・エクセル等パソコンソフトの基本的な操作ができる者 （２）地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者（末尾参照） （３）日本国籍を有する者 ※ 臨時的任用職員の任用は、公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことができないという原則）に基づき行われます。

2 業務内容

業務内容	（１）住民基本台帳に関する業務（住民登録、印鑑登録等） （２）戸籍に関する業務（戸籍関係書類の受付、審査、入力等） （３）その他窓口サービス課（住民情報）における業務 ※ パソコン入力、窓口対応、電話対応などを含む
------	--

3 勤務条件

勤務場所	大阪市城東区中央 3 丁目 5 番 45 号 大阪市城東区役所 1 階 窓口サービス課（住民情報）
勤務日	土・日・祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日まで 毎月第 4 日曜日は開庁日となっているため休日勤務となることがあります。
勤務時間	午前 9 時から午後 5 時 30 分（休憩時間 45 分） 必要に応じて時間外勤務に従事する場合があります。 毎週金曜日は午後 7 時まで窓口の時間延長を行っているため、指定された勤務時間を変更することがあります。
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及びその他閉庁日
休暇	【年次休暇】 10 日 （付与期間：令和 8 年 9 月 1 日（任用日）～令和 9 年 2 月 28 日（任期満了日）） 【特別休暇】 ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・妊娠障害休暇 ・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇 ・育児参加休暇 ・育児時間休暇 ・子の看護等休暇 ・ドナー休暇 等 その他、部分休業制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。

給料	月額 227,824 円（地域手当を含む） ・初任給は、学歴や行政機関、民間企業等での実務経験等に応じて加算されることがあります。 ・上記金額（令和 8 年 7 月現在）については、制度改正等により変更となる場合があります。
手当	期末・勤勉手当、通勤手当（1 か月あたり上限 55,000 円）、超過勤務手当、住居手当、扶養手当など本市職員基準により支給します。
社会保険等	大阪市職員共済組合に加入となります。
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

※ 勤務条件等にかかる詳細については、採用決定後お知らせします。

4 試験日時・場所・試験の方法

日時・場所	日時：令和 8 年 8 月 12 日（水）午前 9 時 30 分から（集合は 9 時 15 分） 場所：大阪市城東区役所内 2 階会議室 ※応募者数や会場の状況により変更する場合があります。
試験の方法	（1）第 1 次試験：論述試験（45 分） 試験当日に指定する課題について、小論文形式で試験を行います。 （2）第 2 次試験：面接試験 主として人物について面接により行います。
持参するもの	・筆記具 ・結果通知用の定型封筒（長形 3 号） 1 通 （必ず宛先を記載のうえ、110 円分の切手を貼付してください）

※受験案内は送付いたしませんので、当日会場までお越しください。

※開始時間より 15 分以上遅れられた場合は、受験できません。

5 申込方法

申込については、持参または送付により受付します。

申込方法	【受付期間】 令和 8 年 7 月 22 日（水）から令和 8 年 8 月 7 日（金）まで ※持参の場合は、受付期間中の午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分まで（最終日は午後 5 時まで）を受付時間とします。なお、土曜日・日曜日（第 4 日曜日を除く）・祝日は閉庁日のため受付できません。 ※郵便等送付の場合は、令和 8 年 8 月 7 日（金）必着 とします。 【提出先】 〒536-8510 大阪市城東区中央 3 丁目 5 番 45 号 大阪市城東区役所 窓口サービス課（住民情報）【1 階 14 番窓口】 ※「大阪市臨時的任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に下記（1）（2）の書類を入れて送付してください。なお、書留以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いかねます。また郵便料金不足の場合は受付できませんのでご注意ください。 【必要書類】
------	--

	※次の書類等に不備がある場合は試験を受験できないことがあります。 (1) 大阪市臨時的任用職員採用申込書 1通 ※過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。 ※採用申込書は、本市所定の様式に限ります。また、記入項目（職歴等）において、記入欄が不足する場合は、別紙等に記載し添付してください。 (2) 申し立て書 1通 ※申し立て書は、本市所定の様式に限ります。
--	---

6 採用申込書等配布場所

- ・大阪市城東区役所ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/joto/page/0000683907.html>

- ・大阪市城東区役所 窓口サービス課（住民情報） 1階 14番窓口
〒536-8510 大阪市城東区中央3丁目5番45号

7 結果の発表

合否については、受験者本人あてに文書で通知します。

なお、結果については受験者全員に通知しますので、お電話等でのお問い合わせには応じません。

8 その他

- (1) 提出書類等に不備がある場合は返送することがあります。これにより生じた申込みの遅延については、一切責任を負いません。
- (2) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (3) 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
- (4) 論述試験及び面接試験の成績が一定基準以上で上位の者を合格とします。
- (5) 受験者の成績が一定の水準に達しない場合は合格者数が採用予定数を下回る場合があります。
- (6) 合格者は、成績順に採用候補者名簿に登録され、採用候補者名簿の順位に従って採用予定者を決定します。なお、名簿への登録期間は令和9年8月31日までとします。
- (7) 採用候補者名簿に登録されても、採用時期が令和8年9月1日以降になる場合や、採用されない場合があります。
- (8) 合格後、受験資格がないこと又は申込みの内容に虚偽が認められた場合には合格・登録を取り消すことがあります。

9 問い合わせ

大阪市城東区役所窓口サービス課（住民情報） 1階 14番窓口
〒536-8510 大阪市城東区中央3丁目5番45号（区役所）
電話（06）6930-9085（担当：下田、高瀬）

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

（参 考）

地方公務員法（抜粋）

（欠格事項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者